



申	1796
年	平成18年(金)
月	12月15日
曜日	火・金・曜日

発行料金 1,750円

## 申込

(※は、県例規集登載事項)

告白

利害関係者からの意見

- 1 申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名  
ダイトーケミックス株式会社  
代表取締役 村瀬 千弘  
福井県知事 西川 一誠
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
大阪市鶴見区茨田大宮3丁目1番7号
- 3 産業廃棄物の種類  
福井市石橋町30字32番
- 4 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第5号に掲げる汚泥の焼却施設、第7条第13号に掲げる産業廃棄物の焼却施設の2号に掲げる産業廃棄物の焼却施設において処理する産業廃棄物の種類  
福井市西木田2丁目8-8  
福井健康福祉センター
- 5 申請年月日  
平成18年11月28日
- 6 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井市市民生活部環境事務所清掃清美課
- 7 利害関係者からの意見  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福井県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (1) 意見書の提出期限  
平成19年1月29日
- (2) 意見書の提出先  
福井市西木田2丁目8-8  
福井健康福祉センター
- (3) 記載事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに氏名および住所、対象事業の名称を日本語により記載すること。
- (4) 記載事項  
福井県知事 西川 一誠  
1 申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名  
スガイ化学工業株式会社  
代表取締役社長 永岡雅次  
和歌山市宇須4丁目4番6号
- (5) 記載事項  
福井県知事 西川 一誠  
1 申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名  
スガイ化学工業株式会社  
代表取締役社長 永岡雅次  
和歌山市宇須4丁目4番6号
- (6) 記載事項  
福井県知事 西川 一誠  
1 申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名  
スガイ化学工業株式会社  
代表取締役社長 永岡雅次  
和歌山市宇須4丁目4番6号
- (7) 記載事項  
福井県知事 西川 一誠  
1 申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名  
スガイ化学工業株式会社  
代表取締役社長 永岡雅次  
和歌山市宇須4丁目4番6号

## 公則

○産業廃棄物処理施設の設置許可申請  
(廃棄物対策課) ..... 1○産業廃棄物処理施設の変更許可申請  
(同) ..... 1○介護保険法の規定による指定(認定制度)  
一級ヘルス事業者の指定(長寿福祉課) ..... 1※漁業災害補償法第百四条第一号に掲  
げる漁業に係る区域および区分の決  
定の一括改正(水産課) ..... 1○県営土地改良事業に係る換地詰画の  
決定および関係書類の縦覧(農林振  
興課) ..... 14 5年法律第137号)第15条第1項の規  
定による設置許可申請があつたので、同法第  
15条第4項の規定により、次のとおり告示  
する。なお、この申請書については、福井県およ  
び福井市において、平成18年12月16日  
から平成19年1月15日までの1か月間、  
一般の縦覧に供する。

平成18年12月15日

福井県知事 西川 一誠

1 申請者の氏名または名称および住所なら  
びに法人にあっては、その代表者の氏名  
スガイ化学工業株式会社  
代表取締役社長 永岡雅次  
和歌山市宇須4丁目4番6号2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
福井市石橋町29字北浜75番43 産業廃棄物処理施設の種類  
福井市石橋町29字北浜75番44 5年法律第137号)第15条の2の5第  
1項の規定による変更許可申請があつたので  
、同法第15条第4項の規定により、次のと  
おり告示する。なお、この申請書については、福井県およ  
び福井市において、平成18年12月16日  
から平成19年1月15日までの1か月間、  
一般の縦覧に供する。4 産業廃棄物処理施設において処理する産  
業廃棄物の種類  
平成18年12月15日

(2) 意見書の提出先

平成19年1月29日

(1) 意見書の提出期限

平成19年1月29日

福井県知事 西川 一誠

1 申請者の氏名または名称および住所なら  
びに法人にあっては、その代表者の氏名  
スガイ化学工業株式会社  
代表取締役社長 永岡雅次  
和歌山市宇須4丁目4番6号2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
福井市石橋町29字北浜75番43 産業廃棄物処理施設の種類  
福井市石橋町29字北浜75番44 5年法律第137号)第15条の2の5第  
1項の規定による変更許可申請があつたので  
、同法第15条第4項の規定により、次のと  
おり告示する。なお、この申請書については、福井県およ  
び福井市において、平成18年12月16日  
から平成19年1月15日までの1か月間、  
一般の縦覧に供する。4 産業廃棄物処理施設において処理する産  
業廃棄物の種類  
平成18年12月15日

(2) 意見書の提出先

平成19年1月29日

福井県知事 西川 一誠

1 申請者の氏名または名称および住所なら  
びに法人にあっては、その代表者の氏名  
スガイ化学工業株式会社  
代表取締役社長 永岡雅次  
和歌山市宇須4丁目4番6号2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
福井市石橋町29字北浜75番43 産業廃棄物処理施設の種類  
福井市石橋町29字北浜75番44 5年法律第137号)第15条の2の5第  
1項の規定による変更許可申請があつたので  
、同法第15条第4項の規定により、次のと  
おり告示する。なお、この申請書については、福井県およ  
び福井市において、平成18年12月16日  
から平成19年1月15日までの1か月間、  
一般の縦覧に供する。4 産業廃棄物処理施設において処理する産  
業廃棄物の種類  
平成18年12月15日

(2) 意見書の提出先

平成19年1月29日

福井県知事 西川 一誠

平成18年12月15日(金)

福井県報第1796号

福井市西木田2丁目8-8  
福井健康福祉センター  
環境廢棄物対策課

(3) 記載事項

意見書には、生活環境保全上の見地から意見とともに氏名および住所、対象事業の名称を日本語により記載すること。

**福井県告示第971号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定住宅サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり公示する。

平成18年12月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称および主たる事務所の所在地	事業の代表者の氏名および住所	指定年月日	サービスの種類	事業開始年月日	介護保険事業者番号
いわき医院	福井市三十八社町10-8	医療法人 いわき医院 福井市三十八社町10-8	理事長 岩城 和男 福井市三十八社町10-8	平成18年12月1日	短期入所療養介護	平成18年12月1日	1810120517

**福井県告示第972号**

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定(平成15年福井県告示第456号)の一部を次のように改正する。

平成18年12月15日

福井県知事 西川 一誠

表中

美浜町 加入区	丹生漁業協 同組合、菅 浜漁業協同 組合、美浜 漁業協同組 合および日	1 2 3	大型定置漁業 主として小型定置漁業を営む漁業であ って、丹生漁業協同組合の地区の者が営 む漁業 主として小型定置漁業を営む漁業であ って、菅浜漁業協同組合の地区の者が営
------------	--	-------------	---

向漁業協同組合の地区	む漁業
4 主として小型定置漁業を営む漁業であつて、美浜漁業協同組合の地区の者が営む漁業	4 主として小型定置漁業を営む漁業であつて、旧美浜漁業協同組合の地区の者が営む漁業
5 小型定置漁業であつて、日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業	5 小型定置漁業であつて、旧日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業
6 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、丹生漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、2に掲げる漁業以外の漁業	6 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、旧丹生漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、2に掲げる漁業以外の漁業
7 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、舊浜漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、3に掲げる漁業	7 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、舊浜漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、3に掲げる漁業
8 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、美浜漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、4に掲げる漁業	8 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、旧美浜漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、4に掲げる漁業
9 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、主としてはえなわ漁業を営む漁業	9 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、旧日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、主としてはえなわ漁業を営む漁業
10 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、主としてさし網漁業を営む漁業	10 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、旧日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、主としてさし網漁業を営む漁業
11 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、9および10に掲げる漁業以外の漁業	11 総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、旧日向漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、9および10に掲げる漁業以外の漁業
美浜町加入区	改める。
美浜町漁業協同組合の地区の区域	福井県告示第973号 土地改良法(昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定に基づき、県営土
2 営む漁業	
3 主として小型定置漁業を営む漁業であ	

地改良事業敦賀地区（奥野工区）に係る換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月15日

福井県知事 西川 一誠

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 3 縦覧に供する場所  
敦賀市役所

- (1) 縦覧に供する期間  
平成18年12月1日から平成19年1月31日まで
- (2) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- (3) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年2月4日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

地場農産物の地場消費事業・花いっぱい運動の展開と普及事業などを行ひ、環境の保全と明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(2) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(3) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(4) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(5) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(6) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(7) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(8) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(9) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(10) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(11) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(12) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(13) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(14) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(15) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(16) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(17) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(18) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(19) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(20) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(21) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(22) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(23) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(24) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(25) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(26) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(27) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(28) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(29) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(30) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(31) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(32) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(33) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(34) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(35) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(36) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(37) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

(38) 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内

(39) 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

幸福の実現に寄与することを目的とする。幸運の実現に寄与することを目的とする。幸運の実現に寄与することを目的とする。

スラッシュ（フレコンバックから漏れ出たものを含む。）

ア 了するまでの間、本件廃棄物が本件倉庫1および2における処理が完了するまでに浸透することならびに本件廃棄物から亞硫酸ガスが発散することのないよう必要な措置を講ずること。

ビ 平成18年12月25日までに(1)および(2)の措置に着手すること。この日までに着手しない場合には、命じた措置を講じないものとみなす。

カ 平成18年12月22日までに、下記4の提出先に提出すること。

ダ 上記1の措置に関する実施しようとする措置の内容、日程、費用および資金調達について記載した計画書を平成18年12月22日までに、下記4の提出先に提出すること。

エ 上記1の措置が完了したときは、完了した日の翌日から起算して10日以内に完了報告書（内容は上記1の計画書の記載事項に準ずる。）を下記4の提出先に提出すること。

オ 他5筆に所在する倉庫（以下「本件倉庫2」という。）内に放置されている次のアのものを「本件廃棄物」という。）を法に従い、平成19年1月24日までに適正に処理すること。

カ ドラム缶およびフレコンバックに入れて放置されている廃油と腐酸の混合物（ドラム缶およびフレコンバックから漏出したものを含む。）

ダ ドラム缶およびフレコンバックに入れられて放置している廃油と腐酸の混合物（ドラム缶およびフレコンバックから漏出したものを含む。）

イ フレコンバックに入れられて放置さ

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

- 1 縦覧に供する期間  
平成18年12月19日から  
平成19年1月23日まで
- 2 縦覧に供する場所  
福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動センター内
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年12月5日から平成19年1月31日まで

特定非営利活動法人奥越EM環境浄化の会

(1) 名称

福井県坂井市坂井町東第24号22番地

(2) 代表者の氏名  
小林貢

(3) 主たる事務所の所在地  
福井県大野市高砂町15番10号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域において障害児・者に対する、同じような困難や悩みをもつてている人同志が自主的に集い、情報・体験・感情を共有し合い、本人・親・グループと一緒に考へ行動し、有機循環型地

域づくりを促進し、自然の営みを尊び、

探り、実現してゆくことを通して社会の

特定非営利活動法人奥越EM環境浄化の会

(1) 名称

福井県坂井市坂井町東第24号22番地

(2) 代表者の氏名  
西川一誠

(3) 主たる事務所の所在地  
福井県大野市高砂町15番10号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の農、食、環境を生

産者が一緒に考へ行動し、有機循環型地

域づくりを促進し、自然の営みを尊び、

探り、実現してゆくことを通して社会の

特定非営利活動法人奥越EM環境浄化の会

(1) 名称

福井県坂井市坂井町東第24号22番地

(2) 代表者の氏名  
西川一誠

(3) 主たる事務所の所在地  
福井県大野市高砂町15番10号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域において障害児・者

に対する、同じような困難や悩みをもつ

てている人同志が自主的に集い、情報・体

験・感情を共有し合い、本人・親・グループ

と一緒に考へ行動し、有機循環型地

域づくりを促進し、自然の営みを尊び、

探り、実現してゆくことを通して社会の

特定非営利活動法人奥越EM環境浄化の会

(1) 名称

福井県坂井市坂井町東第24号22番地

(2) 代表者の氏名  
西川一誠

(3) 主たる事務所の所在地  
福井県大野市高砂町15番10号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域において障害児・者

に対する、同じような困難や悩みをもつ</

電話 0776-20-0318

## 監査結果報告

### 福井県監査委員告示第111号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第

199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年12月15日

福井県監査委員 高島 寛正  
同 安居 喜義  
同 井上 圭充  
同 朝山 美樹雄

第1 監査の概要  
1 公表の対象機関  
今回公表の対象とするのは、平成18年5月から10月までの間に定期監査を実施した157機関(公営企業会計に係る部局を含む。)である。

#### 2 監査の重点

監査は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 収入未済と債権管理について(県税によるものを除く。)
- (2) 公有財産(土地・建物)の管理状況について
- (3) 契約事務(50万円以上)の執行状況について(工事を除く。)
- (4) 重要物品の管理と利用状況について(自動車・絵画を除く。)

#### 3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

- (1) 対象機関157のうち、141機関については実地監査を、16機関については書面監査を実施した。

対象機関	本庁	出先機関	計	実地監査	書面監査
知事部局	63	44	107	93	14
出納事務局	1	0	1	1	0
教育委員会	7	4	11	9	2
普通会計					
各種委員会	3	0	3	3	0
公安委員会	28	1	29	29	0
議会事務局	1	0	1	1	0
公営企業会計	病院等	1	1	2	0
企業局	3	0	3	3	0
計	107	50	157	141	16

- (2) 実地監査については、対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。
  - (3) 書面監査については、対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が書面により実施した。
- なお、書面監査の実施年月日は、監査委員が書面により実施した日とした。

第2 監査の結果  
1 概要  
対象機関に対して改善を求めた事項は47件であった。

区分	公表事項	指導事項
収入関係	件	4 件
支出関係		9
契約関係		16
工事関係		2
財産管理関係	9	6
その他		1
合計	9	38

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

- ・ 公表事項
- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは著しく経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの
- ・ 違法または不适当な程度が指導事項以外のもの

《指導事項》

- ・ 誤りの程度が軽微なもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計  
ア 総務部

(ア) 対象機関および実施年月日			
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県民サービス室	18.10.13	大学・私学振興課	18.10.13
広報課	18.10.12	市町村課	18.10.13
財務企画課	18.10.12	情報政策課	18.10.13
税務課	18.10.12	男女参画・県民活動課	18.10.13
財産活用課	18.10.12	工事検査課	18.10.13
人事企画課	18.10.12	自治研修所	18.7.28
人材育成課	18.10.12	県立大学	18.9.7
情報公開・法制課	18.10.12	生活学習館	18.7.28

- (イ) 結果
- a 公表事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- ・ 財産管理関係  
公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 529,757円) (県立大学)

イ 総合政策部			
(ア) 対象機関および実施年月日		対象機関	実施年月日
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進課	18.10.16	新幹線建設推進課	18.10.16
電源立地地域振興課	18.10.16	嶺南振興局(若狭)	18.8.8
まちづくり支援課	18.10.16	嶺南振興局(二州)	18.8.7
総合交通課	18.10.16		

(イ) 結果

a 公表事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

- ・ 財産管理関係  
公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 177,790円) (危機対策・防災課)
- ・ 財産管理関係  
公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 177,790円) (危機対策・防災課)

## 工 健康福祉部

## (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	18.9.12	食品安全・衛生課	18.9.12
地域福祉課	18.9.11	小児発育センター	18.7.28
長寿福祉課	18.9.11	嶺南振興局敦賀児童相談所	18.6.15
障害福祉課	18.9.11	看護専門学校	18.7.28
子ども家庭課	18.9.12	衛生環境研究センター	18.7.13
医務業務課	18.9.11	精神保健福祉センター	18.7.28
健康増進課	18.9.11		

## (イ) 結果

a 公表事項はなかった。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

## 力 農林水産部

## (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	18.10.18	南越農林総合事務所	18.9.28
農林水産振興課	18.10.17	丹生農林総合事務所	18.9.14
食の安全安心課	18.10.17	農業試験場	18.6.26
販売開拓課	18.10.17	畜産試験場	18.7.28
農業技術経営課	18.10.17	家畜保健衛生所	18.6.2
農畜産課	18.10.17	奥越高原牧場	18.7.13
水産課	18.10.17	嶺南牧場	18.7.28
県産材活用課	18.10.17	水産試験場	18.7.28
森づくり課	18.10.18	内水面総合センター	18.6.8
農村振興課	18.10.18	越前漁港事務所	18.7.5
坂井農林総合事務所	18.10.23	総合グリーンセンター	18.9.7
奥越農林総合事務所	18.8.1		

## (イ) 結果

a 公表事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

- 財産管理関係
  - 公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 340,014円) (南越農林総合事務所)
  - 公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 71,937円) (家畜保健衛生所)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

## (イ) 結果

a 公表事項はなかった。

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	18.10.20	勝山土木事務所	18.9.21
土木管理課	18.10.20	武生土木事務所	18.10.2
道路建設課	18.10.19	今立土木事務所	18.8.18
高規格道路推進課	18.10.19	朝日土木事務所	18.10.6
道路保全課	18.10.19	嶺南振興局敦賀土木事務所	18.10.4
河川課	18.10.19	浄土寺川ダム建設事務所	18.7.20
砂防海岸課	18.10.19	吉野瀬川ダム建設事務所	18.8.4
港湾空港課	18.10.19	嶺南振興局	18.7.11
都市計画課	18.10.19	河内川ダム建設事務所	
都市整備課	18.10.19	福井港湾事務所	18.6.22
建築住宅課	18.10.20	嶺南振興局敦賀港湾事務所	18.6.30
營繕課	18.10.20	福井空港事務所	18.6.5
三國土木事務所	18.10.30	福井駅周辺整備事務所	18.6.26
大野土木事務所	18.9.1		

(イ) 結果

a 結果

(ア) 対象機関および実施年月日			
対象機関	実施年月日		
出納事務局	18.8.29		
(イ) 結果			
おおむね適正に執行されていた。			
教育委員会			
(ア) 対象機関および実施年月日			
対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
生涯学習課	18.8.22	文化課	18.8.22
青少年育成課	18.8.22	生涯学習センター	18.7.28
学校教育振興課	18.8.22	奥越高原青年自然の家	18.7.28
高校教育課	18.8.22	芦原青年の家	18.6.22
義務教育課	18.8.22	恐竜博物館	18.7.20
スポーツ・保健課	18.8.22		

(1)

a 公表事項はなかった

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

財産管理関係  
公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 325,762円) (武生土木事務所)

公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
（損害賠償額 217,094円）  
（朝日土木事務所）

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

(イ) 結果 おおむね適正に執行されていた。

ナ 公安委員会  
(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	18.8.3	科学検査研究所	18.8.3
警務課	18.8.3	交通企画課	18.8.3
企画課	18.8.3	交通指導課	18.8.3
会計課	18.8.3	交通規制課	18.8.3
厚生課	18.8.3	運転免許課	18.8.3
監察課	18.8.3	交通機動隊	18.8.3
情報管理課	18.8.3	高速道路交通警察隊	18.8.3
生活安全企画課	18.8.3	公安課	18.8.3
地域課	18.8.3	警備課	18.8.3
少年課	18.8.3	警衛警備対策課	18.8.3
生活環境課	18.8.3	機動隊	18.8.3
捜査第一課	18.8.3	嶺南機動隊	18.8.3
捜査第二課	18.8.3	警察学校	18.8.3
組織犯罪対策課	18.8.3	鯖江警察署	18.6.2
鑑識課	18.8.3		

## (イ) 結果

a 公表事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

## 財産管理係

公用車による事故が2件発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 44,940円、138,598円) (捜査第一課)

公用車による事故が発生し、損害賠償金の支出があった。  
(損害賠償額 177,878円) (鯖江警察署)

b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

シ 議会事務局

対象機関	実施年月日
議会事務局	18.8.29

(2) 公営企業会計  
ア 病院等

## (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
県立病院	18.8.9
医療業務課 (すこやか・シルバー病院)	18.8.9

- (イ) 結果
- a 公表事項はなかった。
  - b 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、文書により改善を求めた。

イ 企業局

## (ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
経営管理課	18.7.21
電気課	18.7.21
水道課	18.7.21

## (イ) 結果

おおむね適正に執行されていた。

(イ) 結果  
おおむね適正に執行されていた。

3 重点事項の監査結果  
監査結果は、次のとおりである。

- (1) 収入未済と債権管理について（県税に係るものを除く。）  
・ 貸付金等において、収入未済が発生していた。

- (2) 公有財産（土地・建物）の管理状況について  
・ おおむね適正に執行されていた。
- (3) 契約事務（50万円以上）の執行状況について（工事を除く。）  
・ 業務委託契約書において、契約保証金条項の記載誤りや遅延利息率の適用誤りがあった。  
・ 保守点検業務委託において、年間契約にもかかわらず、年度途中に履行確認を行ない支払いがなされていた。

- (4) 重要物品の管理と利用状況について（自動車・絵画を除く。）  
・ 複写機について、使用不可能なものが処分されていなかった。

4 指導事項  
指導事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入関係  
・ 県が契約している電話（特殊簡易公衆電話）の個人の使用料金（現金）において、歳入処理がなされていなかった。  
・ 証紙収納において、証紙収納報告に誤りが見られた。  
・ 使用料の調定において、1か月以上遅れているものがあった。また、継続分の調定が年度当初になされていなかった。また、継続使用料の調定において、納入の通知の日から20日以内で納付期限を定めて通知すべきところを、20日を超えていたものがあった。

(2) 支出関係

- ・ 研修旅行において、宿泊所併設でない場合は、1研修日当を支給すべきところを2分の1研修日当が支給されていた。  
・ 研修旅行において、研修日当を支給すべきところを普通日当が支給されていた。  
・ 片道601キロメートル以上のJR運賃において、往復割引の適用がされていらないものがあった。  
・ 宿泊を伴う旅行において、乙地の宿泊費を支給すべきところを甲地の宿泊費が支給されていた。  
・ 片道100キロメートル未満の県外日帰り旅行において、2分の1日当を支給すべきところを1日当支給されていた。  
・ 県外旅行において、目的地の存する同一地域内の交通費が支給されていた。  
・ 会議等の負担金において、旅費で調整しているものがあった。  
・ 資金前渡すべき会議の負担金において、職員が立替払いし、事後に支出されていた。

(3) 契約関係  
複写機の賃貸借において、予定価格が80万円を超えた契約にもかかわらず、随意契約がなされていた。

- ・ 業務委託契約の完了検査は、業務完了後10日以内に行うべきところを期限内に検査がなされていなかった。  
・ 保守管理業務委託において、特命随意契約の理由が不明確なものがあった。  
・ 設計業務委託において、随意契約理由が添付されていなかった。  
・ 業務委託契約書において、実績報告および検査など必要条項の記載がなかつた。

- ・ 清掃業務委託契約において、外部団体に使用許可している部分が清掃面積に算入されていた。  
・ 自動継続条項により契約を行った機器賃貸借契約において、保守業務については別途契約を行うべきところを、保守料金を加えた賃貸借契約に変更していた。

(4) 工事関係

- ・ 変更契約の締結時期については、適宜行うこととされているが、遅れるものが見受けられた。

(5) 財産管理関係

- ・ リース期間終了後に取得した備品について、台帳に記載されていなかった。  
・ その他の旅費の支給を伴わない旅行において、旅行命令簿が作成されていなかった。

(6)

第3 監査の意見  
監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 県税をはじめとする収入未済については、納稅催促や滞納処分の強化など収入確保に積極的に取り組まれているが、財源確保と県民負担の公平の観点から、市町等関係機関との協力体制を一層強化するなど、引き続き実態把握に努めるとともに、適切な債権管理や効果的な徴収対策を講じることにより、収入未済額の解消と新たな発生防止に努められたい。  
また、毎年度多額の不納欠損が発生しており、その原因は滞納処分の停止期間等の満了によるものであるが、不納欠損処分に当たっては、債務者等の実態を把握し、適切な事務処理に努められたい。
- 2 契約事務における随意契約は競争入札の例外であるので、契約に当たってはその妥当性を十分検討し、適正な執行に努められたい。  
特に、保守管理業務等の委託契約については、毎年、契約額がほぼ同一であるなど、依然として慣例的な内容の随意契約を締結しているものが見受けられるが、地方自治法の一部改正により長期継続契約が可能となっており、業務内容や清算根拠を精査するなど適切に見直しを行うとともに、費用対効果や長期継続契約の適否について個々の事例に合わせて十分に検討し、経費縮減など効率的運用に努められたい。
- 3 支出事務や契約事務等について、軽微な誤りや手続に不備なものが見受けられたので、指導・検査体制等の充実強化を図り、財務関係諸規程に基づき、適正かつ正確な執行に努められたい。
- 4 重要物品について、利用実績のない備品が見受けられるので、今後の活用等について検討されたい。
- 5 公用車による交通事故が多數見受けられるので、安全運転管理者等による適切な運行管理と職員に対する安全運転教育の徹底を図り、事故の未然防止に努められたい。
- 6 本年4月から本格導入された指定管理者制度については、施設利用者に対するサービス低下とならないよう留意するとともに、主管課による適切な助言・指導の下、制度の円滑な運用が図られるよう努められたい。

平成  
十八年  
十二月  
十五日  
発印

行刷

印 刷 人

〒九一〇一八五八〇  
一九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號  
福井県坂井市春江町中庄六一一三三  
(株)エクシート

☎  
⑤五六七八番